



# 鳥取県公報

令和5年3月1日(水)  
号外第12号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 公 告	令和5年度前期技能検定の実施(産業人材課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	令和5年度随時技能検定の実施(〃)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

# 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第46条第2項の規定に基づき、令和5年度前期実施の技能検定を次のとおり実施する。

令和5年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 技能検定を実施する等級別の職種（作業）

### （1） 1級及び2級

- 園芸装飾（室内園芸装飾作業）
  - 造園（造園工事作業）
  - 金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業、高周波・炎熱処理作業）
  - 機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業）
  - 非接触除去加工（数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）
  - 金属プレス加工（金属プレス作業）
  - 鉄工（構造物鉄工作業）
  - 建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）
  - めっき（電気めっき作業）
  - 仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）
  - 電子機器組立て（電子機器組立て作業）
  - 電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）
  - 鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業）
  - 建設機械整備（建設機械整備作業）
  - 建具製作（木製建具手加工作業）
  - プラスチック成形（射出成形作業、真空成形作業）
  - 酒造（清酒製造作業）
  - とび（とび作業）
  - 左官（左官作業）
  - タイル張り（タイル張り作業）
  - 畳製作（畳製作作業）
  - 防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業）
  - 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）
  - 表装（壁装作業）
  - 塗装（建築塗装作業）
  - フラワー装飾（フラワー装飾作業）
- ### （2） 3級
- 園芸装飾（室内園芸装飾作業）
  - 造園（造園工事作業）
  - 機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）
  - 機械検査（機械検査作業）
  - 電子機器組立て（電子機器組立て作業）
  - シーケンス制御（シーケンス制御作業）
  - フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ―工事作業、加熱ペイントマシンマーカ―工事作業）  
産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 技能検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

(ア) 1級、2級及び単一等級

令和5年6月6日（火）から同年9月10日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

(イ) 3級

令和5年6月6日（火）から同年8月13日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、令和5年5月30日（火）から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 1級及び2級

職 種	実 施 期 日
造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形、とび、防水施工、塗装	令和5年8月20日（日）
機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工	令和5年8月27日（日）
園芸装飾、非接触除去加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、酒造、タイル張り、表装、フラワー装飾	令和5年9月3日（日）

(イ) 3級

全職種 令和5年7月9日（日）

(ウ) 単一等級

職 種	実 施 期 日
産業洗浄	令和5年8月20日（日）
路面標示施工	令和5年9月3日（日）

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 手数料

(1) 実技試験

ア イ及びウ以外のもの

職 種	金 額
機械検査	15,100円
上記以外の職種	18,200円

イ ウ以外のものであって、25歳未満の者（次のいずれにも該当する者をいう。）の受検する次の表に掲げる職種のうち2級又は3級に該当するもの

- (ア) 実技試験実施日が属する年度の4月1日において25歳に達していない者
- (イ) 実技試験受検申請日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である者
- (ウ) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者以外のもの

職 種	金 額
機械検査	6,100円
上記以外の職種	9,200円

ウ 在校生等(申請を行う日の時点で次のいずれかに該当する者をいう。)の受検する次の表に掲げる職種のうち2級又は3級に該当するもの

- (ア) 法に基づく公共職業能力開発施設(県内に設置されているものに限る。)における訓練を受けている者(短期課程の普通職業訓練を受けている者を除く。)
- (イ) 法に基づく認定職業訓練(県内で実施されているものに限る。)を受けている者(短期課程の普通職業訓練を受けている者及び就職者を除く。)
- (ウ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校(県内に設置されているものに限る。)又は同法に基づく中等教育学校(県内に設置されているものに限る。)の後期課程に在籍している者
- (エ) 学校教育法に基づく専修学校(県内に設置されているものに限る。)又は同法に基づく各種学校(県内に設置されているものに限る。)に在籍している者
- (オ) 学校教育法に基づく高等専門学校(県内に設置されているものに限る。)に在籍している者
- (カ) 学校教育法に基づく短期大学(県内に設置されているものに限る。)に在籍している者
- (キ) 学校教育法に基づく大学(県内に設置されているものに限る。)に在籍している者

職 種	金 額	
	実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者	その他の者
機械検査	2,900円	10,100円
園芸装飾、造園、機械加工、電子機器組立て、シーケンス制御及びフラワー装飾	3,100円	12,100円
上記以外の職種	9,200円	18,200円

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
- イ 本人確認書類(運転免許証、保険証等の写し等)
- ウ 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第65条の規定により実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会  
 所在地 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階  
 電話 0857-22-3494

(3) 受付期間

令和5年4月3日(月)から同月14日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

(1)に掲げる書類は、原則として書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供

する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、(2)の提出先に送付するものとし、令和5年4月14日(金)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

- ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会が配布する。
- イ 提出書類を封入した封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
- ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる職種以外の職種(法第47条第1項に規定する指定試験機関が実施する職種を除く。)についても、受け付ける。
- エ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。
- オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。
- カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格発表日

- ア 1級、2級及び単一等級  
令和5年9月29日(金)
- イ 3級  
令和5年8月25日(金)

(2) 発表方法

技能検定合格者の受検番号を、インターネット上の鳥取県ホームページ(とりネット)に掲載する。

(3) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が(1)の合格発表日付けの書面で通知する。

(4) 技能検定合格証書の交付

1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定合格者には鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会(電話0857-22-3494)又は鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課(電話0857-26-7222)に問い合わせること。

---

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第46条第2項の規定に基づき、令和5年度随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

令和5年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 技能検定を実施する等級別の職種(作業)

(1) 2級

- さく井(ロータリー式さく井工事作業)
- 鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)
- 鍛造(プレス型鍛造作業)
- 機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)
- 金属プレス加工(金属プレス作業)
- 鉄工(構造物鉄工作業)
- めっき(電気めっき作業)
- 仕上げ(機械組立仕上げ作業)
- 機械検査(機械検査作業)

電子機器組立て（電子機器組立て作業）  
電気機器組立て（回転電機組立て作業）  
婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）  
家具製作（家具手加工作業）  
紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）  
製本（製本作業）  
プラスチック成形（射出成形作業）  
石材施工（石材加工作業）  
パン製造（パン製造作業）  
ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）  
とび（とび作業）  
配管（建築配管作業）  
型枠施工（型枠工事作業）  
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）  
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）  
内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）  
塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）  
工業包装（工業包装作業）

(2) 3級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）  
鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）  
鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）  
機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）  
金属プレス加工（金属プレス作業）  
鉄工（構造物鉄工作業）  
建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）  
めっき（電気めっき作業）  
仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）  
機械検査（機械検査作業）  
電子機器組立て（電子機器組立て作業）  
電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）  
冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）  
婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）  
紳士服製造（紳士既製服製造作業）  
布はく縫製（ワイシャツ製造作業）  
家具製作（家具手加工作業）  
建具製作（木製建具手加工作業）  
紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）  
製本（製本作業）  
プラスチック成形（射出成形作業）  
石材施工（石材加工作業、石張り作業）  
パン製造（パン製造作業）  
ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）  
水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）

建築大工（大工工事作業）  
かわらぶき（かわらぶき作業）  
とび（とび作業）  
左官（左官作業）  
タイル張り（タイル張り作業）  
配管（建築配管作業、プラント配管作業）  
型枠施工（型枠工事作業）  
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）  
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）  
防水施工（シーリング防水工事作業）  
内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）  
熱絶縁施工（保温保冷工事作業）  
表装（壁装作業）  
塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業）  
工業包装（工業包装作業）

(3) 基礎級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）  
鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）  
鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）  
機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）  
金属プレス加工（金属プレス作業）  
鉄工（構造物鉄工作業）  
建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）  
めっき（電気めっき作業）  
仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）  
機械検査（機械検査作業）  
電子機器組立て（電子機器組立て作業）  
電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）  
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）  
婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）  
紳士服製造（紳士既製服製造作業）  
布はく縫製（ワイシャツ製造作業）  
家具製作（家具手加工作業）  
建具製作（木製建具手加工作業）  
紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）  
製本（製本作業）  
プラスチック成形（射出成形作業）  
石材施工（石材加工作業、石張り作業）  
パン製造（パン製造作業）  
ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）  
水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）  
建築大工（大工工事作業）  
かわらぶき（かわらぶき作業）  
とび（とび作業）

左官（左官作業）  
 タイル張り（タイル張り作業）  
 配管（建築配管作業、プラント配管作業）  
 型枠施工（型枠工事作業）  
 鉄筋施工（鉄筋組立て作業）  
 コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）  
 防水施工（シーリング防水工事作業）  
 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）  
 熱絶縁施工（保温保冷工事作業）  
 表装（壁装作業）  
 塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業）  
 工業包装（工業包装作業）

## 2 技能検定の方法

実技試験及び学科試験

## 3 技能検定試験の実施期日等

## (1) 実技試験

## ア 実施期日

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

## イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

## ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

## (2) 学科試験

## ア 実施期日

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

## イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

## 4 手数料

## (1) 実技試験

職 種	金 額
機械検査、婦人子供服製造	15,100円
上記以外の職種	18,200円

## (2) 学科試験

3,100円

## 5 受検申請の手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 本人確認書類（外国政府が発行した旅券の写し等）

ウ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

## (2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会



所在地 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階  
電話 0857-22-3494

(3) 受付期間

随時（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時までに限る。）受け付ける（原則として、技能検定の受検を希望する日の30日前までとする。）。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会で配布する。

イ 申請書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

エ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

オ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

カ 2級の技能検定については、受検しようとする職種に係る職業能力開発促進法施行規則第61条第1項に規定する基礎級又は職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧規則」という。）第61条第1項に規定する基礎1級若しくは基礎2級の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り、受検することができる。

キ 3級の技能検定については、受検しようとする職種に係る職業能力開発促進法施行規則第61条第1項に規定する基礎級又は旧規則第61条第1項に規定する基礎1級若しくは基礎2級の技能検定に合格した者に限り、受検することができる。

6 合格通知等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

(1) この技能検定は、外国人技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

(2) 不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話0857-22-3494）又は鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課（電話0857-26-7222）に問い合わせること。